

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第138号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「理財局税務部収納対策課長」を「行財政局税務部収納対策課長」に改め、同条第5項中「理財局財務部主計課長」を「行財政局財政部財政課長」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「理財局税務部収納対策課長」を「行財政局税務部収納対策課長」に改める。

第10条第3項中「区長」の右に「(同号に規定する者が区役所支所に所属する場合にあっては、担当区長。第5項において同じ。)」を加える。

第15条第1項後段中「区長」の右に「(当該職員が区役所支所に所属する場合にあっては、担当区長)」を加え、同条第2項前段中「区長」の右に「(当該職が区役所支所に係るものである場合にあっては、担当区長)」を加える。

第17条第1項中「または」を「又は」に、「場合において」を「とき」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「からその旨文書をもって」を「は、その旨を文書により」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「を生じた」を「があった」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に、「免ぜられた」を「免じられた」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「整理の上、」を削り、同条第4項中「または」を「又は」に、「なす」を「行う」に改め、「区長」の右に「(当該所属が区役所支所に係るものである場合にあっては、担当区長)」を加え、「前各項」を「前3項」に改め、同条第5項中「なした」を「行った」に改める。

第38条第4項中「理財局税務部収納対策課長」を「行財政局税務部収納対策課長」に改める。

第43条の2第1項に次の1号を加える。

(18) 京都市動物園条例に規定する入園料を領収する場合

第46条第2項本文中「理財局税務部収納対策課」を「行財政局税務部収納対策課」に改める。

第57条に次の2号を加える。

(19) 定額給付金

(20) 子育て応援特別手当

別表第1 1第1号を次のように改める。

(1) 環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課長

別表第1 1中第2号から第9号までを削り、第10号を第2号とし、第11号から第13号までを8号ずつ繰り上げ、第14号を第6号とし、同号の次に次の7号を加える。

(7) 行財政局財政部財政課長

(8) 行財政局財政部財産活用促進課長

(9) 行財政局税務部法人税務課長

(10) 行財政局税務部収納対策課長

(11) 歴史資料館次長

(12) 芸術大学事務局総務課長

(13) 総合企画局情報化推進室情報管理課長

別表第1 1中第15号を第14号とし、第16号から19号までを1号ずつ繰り上げ、第20号を削り、第21号を第19号とし、第22号から第24号までを2号ずつ繰り上げ、第25号を削り、第26号を第23号とし、第27号から第63号までを3

号ずつ繰り上げ，第64号を削り，第65号を第61号とし，第66号から第75号までを4号ずつ繰り上げ，同表2第8号を次のように改める。

(8) 行財政局税務部収納対策課長

別表第3中「第1号 総務局」を「第1号 行財政局」に，「第3号 理財局」を「第3号 削除」に，「第5号 総務局（給与費及び給与関連費用）」を「第5号 行財政局（給与費及び給与関連費用）」に，「第10号 環境局」を「第10号 環境政策局」に改める。

別表第4中「第1号 理財局財務部財産監理課長」を「第1号 行財政局財政部財産活用促進課長」に，「第4号 理財局税務部収納対策課長」を「第4号 行財政局税務部収納対策課長」に，「第44号 環境局循環型社会推進部まち美化推進課長」を「第44号 環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課長」に，「第46号 環境局循環型社会推進部廃棄物指導課長」を「第46号 削除」に，「第65号 交響楽団事務長」を「第65号 削除」に，「第67号 理財局税務部法人税務課長」を「第67号 行財政局税務部法人税務課長」に，「第122号 理財局財務部主計課長」を「第122号 行財政局財政部財政課長」に，「第132号 総務局総務部文書課長」を「第132号 総合企画局情報化推進室情報管理課長」に，「第140号 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長」を「第140号 削除」に改める。

別表第5中「第43号 理財局税務部収納対策課長」を「第43号 行財政局税務部収納対策課長」に改める。

第8号様式 9備考1中「及び店舗の使用料」を「，店舗の使用料その他市長が別に定める費用」に改める。

附 則

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

(会計室)